

橿原市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項前段の規定により、財政援助団体等監査の結果報告について（令和5年2月27日付け橿監第15号）に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨、市長から通知があったので、同項後段の規定により当該措置の内容を公表します。

令和5年5月30日

橿原市監査委員	久保田 幸治
橿原市監査委員	中 西 達 也
橿原市監査委員	高 橋 圭 一

櫃原市監査委員 各位

櫃原市長 亀田 忠彦

財政援助団体等監査の結果報告に対する措置について

令和5年2月27日付櫃監第15号において指摘された事項について、是正措置を講じ、又は必要な指導を行いましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置又は指導の内容を通知いたします。

1. 是正が必要な事項

(1) 利用料金の未承認について

【指摘事項】

「櫃原市福祉センター条例第19条第3項において、利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めると規定されているにもかかわらず、当該行為が行われた形跡がない。」

【(1)の措置内容】

ご指摘のとおり、①3期目の委託当初、②令和元年10月に消費税が8%から10%に上がった時、③令和3年4月に市外料金を設けた際などに、議会で条例改正をした際、第19条で定める「入館料の額の範囲内において、施設の使用に係るものにあつては使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める」という行為を行っていませんでした。

監査でのご指摘を踏まえ、「櫃原市福祉センター条例」や仕様書、基本協定や年度協定なども含め、指定管理者と取り交わしている内容の全てを再度確認しましたので、今後は漏れ落ちのないよう必要な手続きを行って参ります。

なお、ご指摘を受けた利用料金の承認については予備監査後に、当課と指定管理者の間で経緯や経過についての整理を行い、速やかに手続きを指定管理者に求め、料金の定めを令和5年1月16日に承認しました。

2. 改善が必要であると認められた事項

(4) 業務の第三者委託の承諾漏れについて

【指摘事項】

「基本協定書において、第三者委託をする場合は、書面により事前に市長の承諾を得なければならないと規定されている。(指定管理者から提出された令和3年度業務計画書(以下「業務計画書」という。)では、外部委託費予算内訳表として44業務が列記されている。)所管課は、①当該内訳表

をもって第三者委託の内容及び委託先を把握したとして事前承諾手続きを行っていなかった。②さらに44業務について、関係書類を確認したところ、契約期間切れのものや、仕様書に示された条件を満たしていないものが散見された。」

【(4)の措置内容】

令和5年1月13日の予備監査、同年1月25日の本監査を経て、「改善が必要であると認められた事項」のご指摘を受けました。

業務の第三者委託の事前の承諾漏れにつきましてはご指摘の通り、指定管理者から第三者委託業務の内容の入った「やわらぎの郷指定管理業務計画書」を毎年度提出させて事業を把握していただけて、指定管理者からの書面による届けを受けて承諾通知を出すという基本協定書の規定に基づいた手続きは行っていませんでした。

監査後に第三者業務委託の届けを出すよう指定管理者に指示して、令和5年度の届けを2月27日受付け、同日指定管理者に承諾通知をしました。令和5年度からは業務の第三者委託の承諾について、指定管理者から書面により毎年度2月中に書面で提出させ、市の承諾を得るよう指導しました。

(2) 施設の維持管理について

【指摘事項】

「指定管理業務基本協定書（以下「基本協定書」という。）において、指定管理者が指定管理業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は仕様書に示すとおりとすると定められているが、監査の対象事務の期間において、次のとおり仕様書に定められた業務条件を満たしていない業務が認められた。」（「ア 電気設備の管理について」「イ 空調設備の管理について」「ウ 温浴設備の管理について」）

(3) 第三者委託における契約更新について

【指摘事項】

「清掃業務のうち、日常清掃及び定期清掃については、基本協定書に基づき、業務の一部を第三者に委託（以下「第三者委託」という。）する業務として実施していたが、第三者との契約期間が平成26年5月31日に終了した後、当該契約書の更新手続きを行っていなかった。」

【(2)、(3)の指定管理者への指導内容】

「基本協定書」において、「指定管理者が指定管理業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は仕様書に示すとおりとする」と定められていますが、ご指摘のとおり監査の対象事務の期間において、仕様書に定められた業務条件を満たしていない業務が認められました。

この不備の改善のため、令和5年度の「業務計画書」においては仕様書に適合するように指示し、修正しました。具体的には、業務の洗い出しを行った上で、契約期間切れのものや、仕様書に示された条件を満たしていないものについて改善を求めるなどの指導を行いました。そして検査・点検の実施の予定日、作業回数、実施基準や、担当業者などを整理した一覧表の作成を求め、令和5年度以降に向けての市と指定管理者との認識を一致させました。なお、一覧表の入った令和5年度「業務計画書」については、2月27日に受理し、承認の手続きを致しました。

また、指摘を受けて業務を実施させ、または設備の状況を確認した内容は以下の表のとおりです。

項目	仕様書条件	令和3年度分における指摘事項	改善又は確認の結果
ア 電気設備の管理			
受変電設備の特別点検	6か月に1回	実施なし	(※)
受変電設備の外観点検	月1回	2カ月に1回	令和5年2月3日に現認し、異常がないことを確認した
非常用発電設備の発電機、原動機の運転チェック	月1回	2カ月に1回	令和5年3月28日に現認し、異常がないことを確認した
非常用発電設備の精密点検	年1回	実施なし	令和5年3月28日に業務を実施させた
イ 空調設備の管理			
GHPのオンシーズン点検	年2回	年1回	令和5年度に適時に実施を指導
ビル用マルチの保守点検	年4回	年3回	令和5年2月20日の保守点検において異常がないことを確認した
ウ 温浴設備の管理			
真空式温水ヒーターの煙道及び煙突下部堆積物除去	年1回	実施なし	令和5年3月20日に業務を実施させた
ろ過用ポンプのオーバーホール作業	年2基	実施なし	令和5年3月6日に業務を実施させた

(※) 令和3年度及び令和4年度においては対象となる設備がなかったので実施していない。
令和5年度においては対象となる設備があるので実施する。

このように、各指摘を受けた業務について、仕様書条件と異なる実施状況となっていたのはご指摘のとおりです。これらのことを重く受け止め、今後は仕様書どおりに運用を行うよう令和5年1月26日付けで業務改善勧告を行いました。

今後、計画に対して業務実施の実績が適合しているかの確認については、仕様書に基づいて作成された年度計画書に記載されている業務が履行され、外部委託業務については業務完了報告書がそろっていること、業務委託していない業務については、実施記録が業務日誌に記載されていることを月単位で確認させ、前月分の結果を翌月末に業務完了報告として、福祉総務課に提出するよう指導しました。この管理方法の改善に基づき、仕様書・業務計画書（業務実施予定表）・作業実施記録の間で齟齬が発生しないよう、業務管理を行って参ります。